

上下水道

提案・意見

下水道

「下水道」は「原発」の元（もと）ではないか？
管を造るときや管をうめるときに【熱】を出す。すると夏、冷房する家庭が増える。すると【電気】が足りなくなり、《原子力発電所》が生まれるのではないか？

回答

ご提案いただきました件につきまして、下水道整備は環境への負荷が少なくなるよう配慮し事業を進めております。今後とも伊勢市の下水道事業にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

担当課

下水道建設課（2019年8月回答）〔7/29～8/2〕

まちづくり

提案・意見

フリースピーチ制度

新聞の情報です。愛知県犬山市のフリースピーチ制度。市民が議会壇上から5分間市制への考えを述べるそうです。

市議ではなく伊勢市で実現すれば伊勢市長と対話が出来ておもしろいと思います。

回答

この度は、伊勢市議会に関する貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。

御提案いただきました愛知県犬山市の「市民フリースピーチ制度」につきましては、平成29年度から実施されており、市民の皆様が本会議場で市議会議員に意見を述べ、その意見を議会として市政に反映させていく制度と認識をしております。

当市議会でも、議会改革に向けた取り組みの一環として、先般、この「市民フリースピーチ制度」に関する議員研修会を実施したところであり、今後、市民目線での市政の課題解決のあり方について検討をまいります。

また、当市議会の議会のあり方調査特別委員会・広聴検討分科会では、市民の皆様から直接御意見を頂くことを目的に、以前から「議会報告会・意見交換会」を実施しており、今年度は新たに、市内の高校生を対象とした「高校生議会」の実施も予定しております。

二元代表制の下、市議会の求められる役割を果たすとともに、今後も市民に開かれた信頼される議会として、努力を重ねてまいりますので、よろしくお願いいたします。（議会事務局）

伊勢市では、市長と市民の皆様とが市の施策や地域の課題について話し合う「市長との地域懇談会」を開催しています。

懇談会は、市長が各地域にお邪魔し、市政運営等について御説明し、市民の皆様から御意見や御提案等を伺い、市政運営に活かしていくことを目的としています。

ただ、地域懇談会は、定期的に行っているものではないため、市政に対する皆さんの声は、「市政への提案箱」やホームページの「市民の声」等でお聞かせいただいています。

市長に対する「フリースピーチ制度」について開催の予定はありませんが、今後も引き続き、市民の皆さんの声をお聞きし、市民協働のまちづくりに努めてまいります。

御意見をいただきまして、ありがとうございました。（広報広聴課）

担当課

議会事務局、広報広聴課（2019年7月回答）〔7/29～8/2〕

その他

提案・意見

窓口のエプロンの着用について

ひとつ気になった事を申し上げます。
セクション1（戸籍・住民票）でお世話になりましたが、係の方一部の女性だけエプロンをしていらっしゃいました。男性の方は皆さんエプロンなしです。
エプロン着用の目的と、その使用が女性に限られている理由がわかりません。
女性だけの着用に関しては、男女平等の概念から脱線しているように感じました。

回答

戸籍住民課は、平成27年1月から窓口民間委託を開始しております。
エプロンを着用しているのは委託会社の職員ですので、着用理由と男性職員が未着用の理由を確認したところ、受託業者の服装規定により、市職員との区別を明確にする目的で、女性職員はエプロンと名札を着用、男性職員は名札のみ着用しているとの回答を得ました。そこで女性だけがエプロンを着用していることが、男女平等の概念から脱線しているのではないかとのご指摘を受けたことを伝え、男性職員のエプロン着用などの検討をお願いしました。
今後とも皆様からの様々なご意見を参考にし、より良い窓口業務を行う所存でございます。

担当課

戸籍住民課（2019年7月回答） [7/29~8/2]

その他

提案・意見

補助金

高齢者の踏み間違い事故が発生していますが、伊勢市は踏み間違い後付け装置の補助金8割はいつから始まりますか？ 申請方法はどのようにするのですか？

回答

ご質問いただきました高齢者の踏み間違い防止装置の補助につきまして、先般東京都において9割を補助することを都知事が表明されましたが、当市におきましては、現在のところ補助制度はございませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

担当課

交通政策課（2019年8月回答）〔7/29～8/2〕

その他

提案・意見

保険証のケースについて、墓地について

1. 「後期高齢者医療保険証書」が届きました。証書のケースが頂けると案内が有り来ましたが、余りにも薄い袋で驚きました。年を取ると保険証の出し入れが多くなり、もう少ししっかりしたケースがいただきたいものです。
2. 墓地について、新墓（墓守り？）に納骨祭の時、言われるままにお支払いしましたが、領収証は有りませんでした。
この八月に墓を新しくするに当たり墓地をいじります。新墓には石材店から連絡していただき、ショウ抜の時に言われたら払って下さいと石材店に言われました。せめて簡単な領収証でも切っていただきたいです。（葬儀費用控除の際、税理士に出せませんでした）

回答

1. 後期高齢者医療被保険者証のケースについて
後期高齢者医療被保険者証のケースにつきまして、こちらは三重県後期高齢者医療広域連合から配布されているため、ご意見の内容について、三重県後期高齢者医療広域連合に伝えさせていただきます。（医療保険課）
2. 墓地について
ご意見をいただきました墓地の件につきましては、当該墓地管理人が自営で営んでいる業務（施主様から穴掘り作業の受託業務等）となりますが、領収書を発行していないとのことでしたので、以後このようなことがないように、注意するとともに十分な説明を徹底するよう指導いたしました。
不愉快な思いをさせてしまい申し訳なく残念に思います。
なお、市役所から当該墓地管理人には納骨時の立会い等を委託しており、墓地使用者様に立会い費用を請求することはございません。
今後も市営墓地の適正な管理に努めて参りますのでご理解ご協力をお願いいたします。（環境課）

担当課

医療保険課、環境課（2019年7月回答）〔7/29～8/2〕